

平成26年10月16日

日本医学会分科会
理事長・会長 殿

日本医学会長

高久 史磨



献体を用いた医療技術の教育とトレーニングに関する
ガイドラインの周知について

拝啓 日頃は日本医学会の事業にご協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、外科手術に対する医療安全の見地などから、医療技術のトレーニングや局所解剖の教育のためにご遺体を用いることが、様々な領域から求められるようになっておりました。これをうけて、日本外科学会と日本解剖学会が主体となり、関連する学会のメンバーとともに検討を行なってまいりました。そして、平成20年度～22年度までの厚労科研費補助事業の成果を踏まえた「臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン」が策定されました。このガイドラインは、厚労省はもとより、全国医学部長病院長会議においても議論のうえで承認され、それに参加する文科省の了解も得たものとなっています。また一般への周知として、関係する学会・諸団体に向けてパブリックコメントを募り、それらの意見を踏まえたものとして、平成24年5月にガイドラインとして一般に公開されました。

このガイドラインを遵守することにより、学生解剖実習以外のご遺体の利用が可能となります。ガイドラインの詳細は、日本外科学会あるいは日本解剖学会のホームページをご参照下さい。

また平成24年度以降には、本ガイドラインに沿ったものであることを条件に、厚生労働事業「実践的な手術手技向上研修事業」として実施団体の公募もなされております。

このようなことから、今般、医療技術の教育やトレーニングなど解剖実習以外にご遺体を用いる場合に本ガイドラインを遵守していただくことを日本医学会として通知させていただく次第です。貴会の会員の皆様に十分な周知徹底を行っていただけますよう、よろしく願いいたします。

敬具